

平成23年7月1日

利用者（団体）各位

国立青少年振興機構
国立三瓶青少年交流の家所長

一般利用に係る施設使用料の改定について

日頃より、当施設の運営に御理解賜り、誠にありがとうございます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金と施設を利用される方々から頂く施設使用料等の自己収入により成り立っていますが、運営費交付金につきましては、国の厳しい財政事情から、毎年、削減されてきているところです。

このような状況の中で、今後の国立青少年教育施設の在り方を検討するため、文部科学省に「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」が設置され、平成23年2月にその検討結果が取りまとめられました。

この中では、自己収入の増加について、「青少年等の施設利用料については引き続き無料とすることが望まれる」とされたものの「一般利用者については、自己収入を増加し、より効率化した管理運営を行う観点から、ある程度の施設利用料の引き上げはやむを得ない」とされております。

当施設においても、利用者の方々の負担を増やすことなく、経費の節減等に努めて参りましたが、先の検討会の検討結果を踏まえ、全国に27施設ある国立青少年教育施設について、一般利用に係る現在の施設使用料金を、下記のように改定することといたしました。

現行料金については、光熱水料・燃料費の実費相当として設定している金額ですが、設定当初から各種料金が値上がりしていること、今後とも利用者サービスの維持・向上に努めていくため、清掃や警備等の施設維持管理に係る実費相当分についてもご負担頂くこととしました。

何卒、趣旨を御理解のうえ御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、下記の間合せ先までご連絡ください。

記

1. 改定額：一般利用に係る施設使用料（1人1泊あたり）
現行 250円 改定後 800円
2. 改定時期：平成24年7月1日
（平成24年7月1日以降の利用より改定後の料金を適用）

問合せ先

国立三瓶青少年交流の家事業推進係

0854-86-0319